

簿記教育上の諸問題

——Book-keeping Trivia——

原 俊 雄

1. はじめに

わが国で最も標準的な簿記の入門書といえ、明治以来の簿記教育の集大成ともいえる高等学校の教科書であろう。目下、2社から3冊の教科書が出版されているが、いずれも学習指導要領に従い標準化された教育内容となっている。その教育目標は、「企業における取引の記録・計算・整理に関する知識と技術を習得させ、簿記の基本的な仕組みについて理解させるとともに、ビジネスの諸活動を計数的に把握する能力と態度を育てる」ことに置かれている。

学習指導要領解説によれば、直近の学習指導要領の改訂において、新たに「簿記を学ぶことの必要性を認識させるために、簿記の歴史についての内容」が加えられ、「歴史を通して簿記の不易性や普遍性」についても触れられるようになった（文部科学省 2006, 82-84）。

確かに複式簿記には、「不正・誤謬の防止、目的合理性、資源節約等、いわば商人の文化的・知的遺伝子が溢れて」（安藤 2001, 42）おり、その不易性と普遍性は高く評価されるべきものである。しかしながら、不易であるが故に、あまり意味のない慣習までもが継承されている感は否めない。

かつて、アメリカ会計学の泰斗Hatfieldは、「会計トリビア」と題して、簿記・会計上の実益に乏しい慣習を、紳士服の袖のボタン（buttons on a man's cuff）に喩えて批判した（Hatfield 1940）。わが国でも先達によって同様の議論が行われているが（安平 1992；久野 1992；中村 2002；横山 2007）、多くの慣習は簿記上の決まり事・約束事として、その意味や根拠を示すことなく教示されているのが現状であり、このことが近年の「簿記離れ」の一因になっているとも考えられる。そこで本稿では、高等学校の教科書¹で取り上げられている事柄を中心に、先行研究も参考しつつ、簿記上の「袖のボタン」について再検討してみたい。

2. 仕訳帳にまつわる慣習

会計帳簿は法律上の証拠書類であり、10年間の保存と訴訟時の裁判所への提出が義務づけられているため（商法第19条、会社法第432条及び434条）、その記入形式について、数多くの慣習がある（新田他 2008, 51）。まず始めに、原始簿の仕訳帳にまつわる慣習を見てみよう。

¹ 3冊の内容に大きな違いはないので、本稿では最も採択数の多い新井・稲垣（2007a）を使用した。

2.1 『諸口』とは何か

仕訳帳に複合仕訳 (compound journal entry) を記入する際、勘定科目が借方・貸方の同じ側に複数ある場合、勘定科目の上に「諸口 (sundries)」と記入するとともに、元帳への転記の際も摘要欄に「諸口」と記入することとされており、その仕訳帳における記入パターンについても、次の三つのケースが説明されている (新井・稲垣 2007, 38-39)²。

【貸方に二つの勘定科目】		【借方に二つの勘定科目】		【貸借に二つの勘定科目】	
()	諸口 XX	諸口 ()	XX	諸口	諸口
()	XX	()	XX	()	XX
()	XX	()	XX	()	XX
				()	XX
				()	XX

ただし教科書には諸口と記入する理由の説明はなく、通常と異なり貸方が上に記入される借方二科目のパターンについて、指導資料において「1行分アキを作らないため」との解説がある (新井・稲垣 2007b, 46)。そこで、諸口の理由について英米簿記書の輸入時代、明治期まで遡ってみよう。

わが国初の簿記書、『帳合之法』の原著を見ると、仕訳帳で諸口を使用することによって元帳での勘定科目の列挙を回避できるという記帳業務の合理化が説明されており、記帳例 (開始仕訳及び資本金勘定) において次のように使われている (Bryant, et al. 1871, 128, 133, 136)。

1

New York, February 1, 1861.

1	Sundries, <i>Dr.</i>	To Stock,		17070
2	Cash,		8270	
1	Bills Receivable,		1050	
1	Peter Cooper,		1750	
1	Jonas Clark,		6000	
1	Stock, <i>Dr.</i>	To Sundries,	15500	
3		\surd Bills Payable,		500
3		\surd Smith & Sons,		6000
3		\surd George Davis,		750
3		\surd J. Hathaway,		8250

1

Dr.				Stock.				Cr.			
1861	1	To Sundries,	1	15500		1861	1	By Sundries,	1	17070	
Feb.	28	\surd <i>Balance,</i>		2103	05	Feb.		\surd Loss & Gain	L5	533	05
				17603	05					17603	05

² 諸口は、古くはPeelの簿記書 (1569年) で “Reperticion apertaining to sondrie accomptes” として使われていたが (小島 1971, 第7章)、私の調べた限り、近年の英米のテキストには見られない。

また、ほぼ同時期に文部省から教科書として出版された『馬耳蘇氏複式記簿法』の原書³でも、「諸口」は仕訳帳において貸借が複数ある場合の単なる前置き (preface) である旨の説明がある (Marsh 1860, 14). ただし、仕訳帳の金額欄は『帳合之法』と異なり、次のように伝統的な一欄式が採用されている (同書, 95).

New York, January 5, 1858.				1	
	Sundries,	Dr.	To Sundries.		
2	Cash		\$38,000 00		
5	Bills Receivable		4,670 00		
4	Merchandise		3,125 00		
10	Charles Lawrence		140 00	\$ 45,935	00
1	To Thomas Blanchard		28,000 00		
1	“ C. C. Marsh		17,935 00	45,935	00
6	“				
1	Sundries	Dr.	To Bills Payable.		
1	Thomas Blanchard.		\$1,080 00		
	C.C.Marsh.		1,230 00	2,310	00

歴史的には仕訳帳の金額欄は当初、一欄式だったものが、18世紀末のJonesの簿記書を機に、徐々に二欄式に移行していったものであり (久野 1992, 225-228), 伝統的な一欄式の仕訳帳に複合仕訳を記入する場合には、上記Marshの記帳例のように、諸口の内訳は仕訳帳の摘要欄に記入されていた⁴。また、摘要欄への記入も、勘定科目だけの記入ではなく、「～に対して借方である (Dr. to ~)」と叙述的形式であった。

このような一欄式・叙述的形式で仕訳を行う場合、Marshの二つ目の仕訳からも明らかなように、合計額 (\$2,310) で記入される金額欄との対応を考えると、摘要欄の仕訳の一行目に金額の一部にすぎない内訳科目 (たとえば資本主C.C. Marsh) を記入することはできないため、

「諸口は〇〇に対して借方である」、または「〇〇は諸口に対して借方である」

と表現せざるを得ず、合計額で記入するための「諸口」という用語が不可欠となる。しかしながら、今日のように金額欄が二欄式となり⁵、しかも叙述的形式ではなく、もっぱら勘定科目のみを記入するのであれば、諸口の付記は不要であろう。

また、貸借どちらを上を書くのかについては、これもMarshの二つ目の仕訳で明らかなように、諸口の内訳を摘要欄に記入する一欄式ではまったく問題とならない。たとえ二欄式の場合であっても、“Dr. to” という叙述的形式によって「諸口」を使った仕訳を行うBryant他の記帳例を見れば明らかなように、貸方を上を書くのは「1行分アキを作らないため」ではなく、金額欄の記入において、一つ目の仕訳 (借方が諸口) では貸方を上に、二つ目の仕訳 (貸方が諸口) では借方を上に記入するのが、ごく自然な記帳方法だからである。

³ 『馬耳蘇氏複式記簿法』は1871年版の翻訳であるが、ここでは1860年版を使用した。初版 (1831年) とは多少、違っているが、翻訳を見る限り1860年版との違いはないようである。

⁴ Lisleの会計学辞典では、一欄式をイタリア式 (Italian form) と呼んでいる (Lisle 1903, Vol. III, 494)。手許にある近年のイタリアの入門書を見ると、未だ伝統的な一欄式が採用されている (Tacconi 2002, 71)。

⁵ 二欄式への展開には批判もある (久野 1992, 225-228)。確かに単純仕訳に限れば簿記の文化に反する無駄な手続であるが、複合仕訳については仕訳帳の頁毎の合計額による検証は可能になる。

したがって、勘定科目のみを記入する今日の形式であれば、資源節約という簿記が継承してきた遺伝子を重視するという見地からも、仕訳帳に諸口と付記する意味はないし、諸口を付記しなければ、貸方を上に書くという例外的ケースを考慮する必要もなくなる。

2.2 勘定科目の括弧書きと小書き

仕訳帳にまつわる慣習には、勘定科目を括弧で囲むというものもある。海外のテキストを見ても、このような慣習はなく、時代を遡ってわが国に多大な影響を与えた明治期の簿記書 (Marsh 1860; Bryant, et al. 1871; Folsom 1873; Inglis 1881) を見ても括弧書きはない。

仕訳を括弧書きした初期の文献には、東 (1912, 344-351) がある。その理由について説明はないが、容易に想像がつく通り、日記帳・仕訳帳・元帳の三帳簿制の仕訳帳では括弧を付けず (同書, 198-200)、日記帳と仕訳帳を合併した二帳簿制の仕訳日記帳で括弧を付けていることから、日記と仕訳を区別するための方法であることがわかる⁶。

このような仕訳日記帳での日記と仕訳の区別は、『帳合之法』、『商家必用』や、Folsom系の翻訳・抄記書には見られない。唯一、文部省から出版されたMarshの簿記書において、必要ではないとしながらも、勘定科目に次のような下線 (赤) を引いて区別する記帳方法が説明されている (Marsh 1860, 110-111)。

New York, January 5, 1858.			1	
Sundries	Dr.	To Thomas Blanchard	28,000	00
Received of him the following effects contributed as capital :				
Cash	deposited	\$26,000 00		
Bills Receivable	Note No.1, per Bill-Book	2,000 00	28,000	00

この下線方式は、「明治30年に初版を出して以来、明治39年までに二十数版を重ね、一時代を画した」(黒澤 1990, 126) といわれる佐野 (1904, 232-238) にも継承されているが、同時代の前出の東 (1912)、さらに下野 (1927, 95)、吉田 (1914, 114-120; 1922, 82-84) では括弧書き方式が採用されている⁷。

どのような理由でMarshの下線方式が括弧書きへと変化したのかについては定かでないが、明治期の簿記書の中には、実際の記帳例において勘定科目を囲む括弧ではないものの、仕訳に関連して次の二つの場面で括弧が登場している。

一つは、勘定科目ではなく仕訳全体を引用符で囲むもので、『帳合之法』の原書、第Ⅱ部第1セット記帳例の備考に登場する。そこでは、仕訳では借方を貸方より先に記入するという説明に関連して、“Flour, Dr., To Smith & Sons.”という引用符囲みの仕訳例がある (Bryant, et al. 1871, 110)⁸。もう一つは、明治10年代を代表する森島・森下『簿記学階梯』に登場する括弧で、「貸

⁶ ただし、225-228頁の仕訳日記帳では括弧は付いていない (東 1912)。

⁷ 昭和初期の指導書でも括弧書きが採用され、その理由として、日記との区別以外に「勘定科目の字配り」の見地から、初学中は括弧を付けた方がよいと説明されている (松本・高橋 1929b, 115)。また、やや時代は下がるが、昭和30年代の高等学校の検定済教科書では、記帳例は括弧書きであるが、下線方式も注で説明されている (黒澤 1955, 65)。

⁸ 福澤訳『帳合之法』の該当箇所には括弧等はなく、また、前述の通り原書の実際の記帳例に括弧はない。

借仕訳の稽古」と題する第4章に、次のような説明がある。

「其体裁ハ(正米ハ借)(金銀ニ貸)ト記スルナリ…中略…仕訳ノ都度借又ハ貸ト云フ語ヲ用ルハ甚タ煩勞ナルヲ以テ之ニ代ルニ⊕又ハ⊖ノ略語ヲ以テス可シ譬ヘバ(正米ハ)(金銀ニ)ト云フガ如ク貸借ナル語ノ言外ニ其意ヲ含有セシムルハ大ニ簡便ナリトス」(森下・森島 1878, 卷之上27-28)。

これは憶測にすぎないが、括弧書きは、あくまでも仕訳の説明に関連して引用符が付けられていた箇所を括弧書きで翻訳したものが、実際の記帳例においても使われるようになったためではなかろうか⁹。いずれにせよ、仕訳日記帳の摘要欄における仕訳と日記、現代流に言えば仕訳帳の勘定科目と小書きを区別するために、下線ないし括弧が付けられていたのである。

三帳簿制から二帳簿制への移行に当たり、仕訳が小書き(日記)と同様に叙述的形式で記入され、かつ金額欄が一欄式である場合には、初学者への教育上、両者の区別を明確にする必要があったのかもしれない。しかし、今日のように勘定科目のみの記入で二欄式の場合、両者の区別は一目瞭然なので、括弧書きにほとんど意味はない。しかも、三帳簿制から二帳簿制への移行は、単なる仕訳帳による日記帳の吸収合併ということではなく、補助簿の充実さらに特殊仕訳帳への発展を伴う変化である。補助簿を使用しない非現実的な帳簿組織であれば小書きの意味もあるかもしれないが、取引の明細記録という役割は、通常、特殊仕訳帳を含む補助簿が担っており、小書きの必要性は低下している¹⁰。

仕訳帳(普通仕訳帳)の見出し行は、確かに特殊仕訳帳とは異なり「勘定科目」欄ではなく「摘要(Account Titles and Explanation)」欄であり、日記帳の名残としての小書きを全面否定するものではない。しかし、仕訳そのものが取引の貸借分解ということだけでなく、文字通り、勘定科目による取引内容の最も簡潔な“journal”，すなわち「日記」となっている。初学者への教育上の配慮として、仕訳と取引の内容を示すことで両者を一覧できるようにするための小書きはさておき、取引を日記・仕訳と二段階で要約して記帳することに、それほど学習上の効果もないであろうし、仕訳の後に小書きという記帳は、日記帳→仕訳帳という記帳手続とも逆になっている¹¹。三帳簿制の伝統の継承に重きを置くとしても、小書きは「記入することもできる」程度でいいのではなかろうか。たとえ単一仕訳帳制を採用していたとしても、取引の明細を知るために、取引の種類あるいは勘定毎に記入されている補助簿ではなく、すべての取引が記入されている仕訳帳を参照するのは現実的ではない。

3. 元帳等まつわる慣習

3.1 相手勘定科目の記入

総勘定元帳の摘要欄には、仕訳の相手勘定または相手勘定が複数ある場合は「諸口」と記入することになっており、高等学校の指導書でも摘要欄の記入のしかたを理解させることが教育上の留意点として掲げられている(新井・稲垣, 2007b, 44)。前出の仕訳帳への諸口の記入も、

⁹ 蛇足ながら、わが国でお馴染みの略式の仕訳「(借)○○XX(貸)○○XX」における(借)、(貸)という略号は、Marshの簿記書の中にある(Dr.)(Cr.)に端を発するものと思われる(Marsh 1860, 9)。

¹⁰ ただし、税法上、仕訳帳には取引の「内容」すなわち小書きを記入することになっている(法人税法施行規則第55条, 所得税法施行規則第59条)。

¹¹ 東(1912, 225)では、小書きの下に仕訳が記入されており、かつては小書きの後に仕訳という方式もあった(松本・高橋 1929b, 115)。

仕訳ではなく、元帳での勘定科目の列挙を回避するための措置であった¹²。アメリカの古典簿記書においても相手勘定 (opposite Journal expression, opposite part of the Journal entry) の記入として取り上げられており、Bryant他では、元帳への転記は日付と金額で十分であり、実際には必要ないとしながらも、取引の説明 (indication of the transaction) として挿入するのが一般的であると述べられている (Marsh 1860, 23; Bryant, et al. 1871, 110)。

しかし、この慣習はアメリカでは一部のテキストを除き、すでに20世紀初頭には廃れかけていたようである。相手勘定の記入は、元帳の正確性を検証するために、仕訳帳を参照することなく相手勘定及びその元帳丁数を手がかりとして、勘定間で照合を行っていた時代には意味があった慣習である。その後、複合仕訳、さらに特殊仕訳帳からの合計転記によって、摘要欄に「諸口」と記入するケースが多発すると、意味がなくなっていた (Hatfield 1909, 347-348)。

事実、元帳には当初、仕丁ではなく元丁が記入されていた。「当時の元帳勘定には、仕訳帳と同様に取引を詳細に叙述したので、仕訳帳への参照は必要でなく」、仕丁を記入した初期の文献であるStevinの簿記書では、「記帳業務簡略化のために、元帳での取引内容記載を省略したため、取引事情探索の際、元帳より仕訳帳への遡及を容易にするのに、仕訳帳丁数を元帳に記入した」ものとされている (小島 1987, 60, 253)。さらに、Stevinは、諸口 (Verscheyden partien) を使用しており、このことが仕訳帳との照合を不可欠としたのである。

すなわち、当初、元帳上でも取引の内容が把握できるように、叙述的形式により相手勘定科目を含む詳細な記入を行っていたものが、同じく叙述的形式であった仕訳帳の合理化と同様に、漸次、日記の機能を捨てて計算機能に特化していったのである。今日、アメリカの多くのテキストでは摘要欄の記入が省略されており、あるテキストでは、相手勘定を記入するという説明がないだけでなく、元帳の例示において、次のように「摘要はすでに仕訳帳にあるため、通常、空欄」と摘要欄に記入されている (Horngren, et al. 2006, 98)。

CASH				Account No. 100			
Date	Explanation	Journ. Ref.	Debit	Date	Explanation	Journ. Ref.	Credit
20X2 1/2	(often blank because the explanation is already in the journal)	1	40,000	20X2 1/3		3	15,000

摘要欄に「諸口」と記入する無意味さだけでなく、たとえ単純仕訳で相手勘定科目を記入できる場合であっても、仕訳帳と重複する記入内容は、複式簿記が培ってきた記帳量の増大に対処する記帳合理化という見地からすると無用な重複であろう。

ただし、相手勘定の記入を省略する場合、問題となるのは決算振替記入である。わが国のテキストでは、収益・費用の諸勘定を損益勘定に振り替える際、複合仕訳を行うにもかかわらず、損益勘定には「諸口」と記入せずに相手勘定科目ごとに転記することになっている。これは、

¹² 小書きと同様、税法上、「総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方 (の) 勘定科目及び金額を記載しなければならない」(法人税法施行規則第55条第2項、所得税法施行規則第59条第2項)として、相手勘定科目の記載が義務づけられている。

損益勘定が当期純損益の計算だけでなく、「損益の内容的一欄をその重要な目的とする勘定であるから」であり、同様に大陸式簿記法における残高勘定も「資産・負債・資本勘定の残高を集計して一覧させることを任務とし」、「貸借の平均によって計算に誤りのないことを確認する職能をもつ」からである(沼田 1992, 70-72)¹³。したがって、これまでは、少なくとも決算勘定について相手勘定科目の記載が不可欠であると考えられてきた。

これに対して、近年のアメリカの多くのテキストでは、複合仕訳通り合計額で転記する方法が一般的であり、損益勘定は収益・費用の内容を示すことなく、名目勘定の締切と当期純損益の資本の勘定への振替に専念している。財務諸表は損益勘定・繰越試算表(残高勘定)に基づいて作成されるのではなく、決算整理後試算表または精算表に基づいて作成され、しかも帳簿決算手続は、財務諸表作成後の手続となっている。わが国のテキストでお馴染みの、損益勘定→損益計算書、繰越試算表→貸借対照表という決算報告手続の説明は見られない。これは、帳簿の締切が年次決算のため年一回となるのに対し、月次決算、四半期決算は整理記入も含めて簿外の精算表で行うためである(Horngren, et al. 2007, chap.4; Kieso, et al. 2004, chap.3; Spiceland, et al. 2007, chap.2)¹⁴。貸借対照表ならば問題はないが、損益勘定に基づき損益計算書を作成する場合、月次ないし四半期決算と年次決算を両立させることはできないため、両者とも統一的に簿外の表に基づき作成し、損益勘定は帳簿を締め切るための中間集計勘定(clearing account)に専念することとなったのであろう。

確かに、大陸式簿記法における残高勘定の貸借平均によって帳簿決算が完結するという「1つの閉された体系的な勘定組織」(小島 1965, 30)と、決算勘定からの財務諸表の導出は複式簿記の誇るべき特長である。しかし、そのために複合仕訳を勘定科目ごとに転記するという例外的処理をもたらし、複式簿記ならではの損益勘定と、月次・四半期、そして年次損益計算書との関係を考えて、そろそろ再検討すべき時期なのかもしれない。もちろん、帳簿決算は年次決算に限定して従来通りの方法で行い、月次・四半期決算は簿外の表で行うという棲み分けが可能ではある。もっとも、帳簿上、決算整理手続までを月次等で行い、決算振替手続については年次決算で行う方法が現実的かもしれない。

3.2 帳簿等への赤字記入

元帳等への赤字記入は、これまでもたびたび批判されてきた慣習であるが(安平 1992, 7-8, 54-55)、いわゆる英米式簿記法を採用するテキストでは、現在でも「実務では、赤で記入しないことが多い」とあるものの「赤で記入する」と指導されている(新井・稲垣 2007a, 63)¹⁵。

通常、赤記の箇所は、損益計算書の当期純損益と資産・負債・資本の勘定の次期繰越高であり、教科書ガイダンスによれば、貸借対照表の純利益が期末資本の一部であるため赤で記入しないのに対し、損益計算書の純利益については「収益から費用を差し引いた残額を、費用の側に記入、

¹³ このような例外的処理については、初学者がつまづきやすい箇所であるため、単純仕訳による振替を説明した上で、記帳合理化のため複合仕訳を行うと説明されることもある(新井・稲垣 2007b, 68)。

¹⁴ 簿記一巡の手続(Accounting Cycle)は次のようになっている(Horngren, et al. 2007, 196)。

①開始記入→②取引の仕訳→③転記→④整理前残高の計算→⑤精算表の作成(任意)→⑥財務諸表の作成→⑦決算整理及び締切→⑧繰越試算表の作成

¹⁵ 赤記といっても、金額欄が一欄であるためマイナス記入の際に使用されるケースに問題はない。また、私の調べた限り、イギリスの簿記書には、このマイナス記入以外の赤記は見られず、赤記はアメリカ発の慣習と思われる。

経営活動の結果を明りょうに表示するなどの理由から赤で記入する」とされ、次期繰越については、「仕訳しないで総勘定元帳に記入するので赤で記入する」と解説されている(新井・稲垣 2007c, 20, 63).

それでは、これまでと同様、わが国における複式簿記の原点である明治期まで遡ってみよう。『帳合之法』の原著では、赤記 (red ink entries) は決算手続について学生の理解を妨げないようにするためであると述べられており、あくまでも教育上の配慮と考えられている。赤記の対象は残高振替だけでなく¹⁶、損益振替・資本振替を含むすべての振替記入の振替元の勘定である。この赤記は、他の勘定または同一勘定の他の場所に同額が振り替えられていることを意味し、前段階の帳簿である仕訳帳を経由することなく元帳に原始記入されたことを示すものであり、赤記は貸借超過額を示すため、必ず反対側に振り替えられると注釈されている。また、振替仕訳を行わないので、元帳丁数欄はチェック・マークとなるはずであるが、今日とは異なり、振替記入に限って相手勘定の元丁が記入されている (Bryant, et al. 1871, SET II, SET III)。要するに、Bryant他の赤記の対象は、決算振替手続上の振替仕訳を行わずに記入される振替元の勘定ならび簿外の表での対応箇所¹⁷に統一されている¹⁷。

他方、Marshの単式簿記書においては、人名勘定のみで構成されている元帳の締切記入の説明において、その目的を金額が膨大なることを防ぐことにあるとし、「同じ勘定における他の記入と区別するために、締切記入は赤記しなければならない」(Marsh 1861, 38-39)とされ、現金出納帳等の補助簿も同様に締め切られている。また、複式簿記書においては、損益振替・資本振替・残高振替のすべてについて複合仕訳による振替仕訳を行うものの、残高振替に限って、振替元である資産・負債・資本の諸勘定に「赤記せよ (Post ~ in red ink)」と述べられており、その理由を「当該金額は、その後、新たな勘定に繰り越される」からであると説明している。開始記入については、旧元帳をそのまま使用する場合には開始仕訳を行わずに元帳の勘定口座に翌期首ではなく決算日の日付で「残高 (To Balance or By Balance)」と黒字記入している。そして、帳簿が一杯となり更新する場合には、今日のわが国の大陸式を採用するテキストでお馴染みの、開始残高を設けない「(借) 諸資産 (貸) 諸負債及び資本」という開始仕訳を行って元帳に転記する方法が説明されている。いずれにせよMarshの簿記書における赤記は、振替仕訳の有無によるのではなく、实在勘定の次期繰越高のみを対象としており、これがわが国のテキストにおける赤記の原点であると考えられる (Marsh 1860, 54-55)¹⁸。

このように明治を代表する両文献において赤記の対象が異なるのは、Bryant他では損益勘定が純粋な決算勘定となっているのに対し、Marshでは期中の雑損益勘定を兼ねる勘定であり¹⁹、それ以外のすべての収益・費用の諸勘定も事業状況ないし損益勘定の分岐 (branch of our business, branch of the Profit and Loss account) と位置づけられていることに起因すると考え

¹⁶ 当時の英米は、いわゆる英米式への転換期にあり、多くの文献で残高勘定が設けられていた (久野 1979; 久野 1985; 渡邊 1993; 原 1993)。なお、第Ⅲセット記帳例では、実務で見られる方法として、残高勘定を設けずに締切・繰越記入を行う英米式が採用されている。

¹⁷ 同じく振替仕訳を行わないFolsomの簿記書でも、インクの使用 (Use of Inks) と題して、「仕訳に基づく転記により締め切られていなければ、勘定の締切には赤を使う」とし、振替元の勘定を赤記すると述べられている (Folsom 1873, 234-235)。

¹⁸ ただし、残高勘定及び残高振替仕訳が行われており、また、現代の精算表に相当するBalance Sheetの一つである損益残高表 (Balances of our Profits and Losses) の純損益は赤記されていない。

¹⁹ この点については、渡邊 (1993, 45) も参照。

られる。前者では、損益振替は実際取引ではないため仕訳を行わず赤記するのに対して、後者では、損益振替を雑損益の記帳と同様に取引記録の延長と考えて仕訳し、黒字で転記したのであろう。

昭和初期の指導書を見ると、単式篇の現金出納帳の締切法の説明において、残高を赤で支出側に記入したのは、両金額欄の合計を揃えるため、そして検算のためであり、実際の残高は赤で記入した反対側すなわち収入側にあり、翌期首には本来の位置である収入側に復し置く指導致されている。これと同様に、損益計算書の当期純損益も赤で反対側に記入することとされている(松本・高橋 1929a, 42, 128)。

複式篇では、Bryant他の残高勘定を設けない方法が「英米式 (English system)」²⁰として説明され、赤記については、単式篇と同様に本来の位置の反対側に記入し、しかも仕訳帳を經由せず元帳に記入する例外的記入であることを明らかにするためであるとしている。また、理論的に妥当な方法であるとする「大陸式 (Continental system)」との「折衷式元帳決算法」として、損益振替及び資本振替仕訳を行う現代流の英米式が、当時、広く用いられるようになった英米式の一つとして取り上げられている。そして、この折衷式の英米式を、実務上、最も妥当な方法であると述べ、その理由として、残高振替は取引ではないのに対し、資本振替手続までは資本の種類に変動を来す一種の内部取引である点、単なる残高の集合である決算残高勘定は勘定として意味がない点、さらに、繰越記入と異なり損益振替は誤記脱漏を生じやすい点が挙げられている。

このように、赤記の源流には、仕訳が行われない振替記入すべてを対象とするものと、仕訳の有無ではなく残高振替記入を対象とするものがあつたが、大陸式の影響も受けつつ、次第に振替仕訳のない次期繰越記入へと収斂していったものと考えられる。

ただし、周知の通り今日のアメリカでは赤記は見受けられない。实在勘定については、締め切らずオープンのままにしておくケースや、締切を行うケースでも、かつてHatfieldが「会計トリビア」で示した次の方法により、貸借平均させずに締め切られている (Hatfield 1940, 418)²¹。

Cash	
1,400	25
1,025	1,000
2,425	200
Balance 1,200	1,225

どちらの方法であっても、仕訳せずに元帳に記入するという例外的記入、そして本来の位置と反対側への残高の記入は行われておらず、赤記は不要となる。これは簡便法にすぎないという意見もあるかもしれないが、名目勘定が文字通り締め切られるのに対して、实在勘定は本来、締め切る必要のない勘定であることを具現化しているともいえよう。

²⁰ 大陸式簿記法から英米式簿記法への展開については、渡邊 (1993)、原 (1993) を参照。

²¹ 蛇足ながら、お馴染みの三角線も引かれていない。三角線は、帳簿の空白行、余白への記入を禁じていた商法の規定 (安藤 1985, 21) に対処する方法であろうが、安平 (1992, 4-7) の指摘するように実効性はない。

4. 結びにかえて

以上、すでに先達によって論じられてきたテーマであるが、簿記教育上の慣習について検討してきた。本稿で取り上げた慣習は、わが国に複式簿記が導入されて以来、その本来の意味を考えるとなく継承されてきたものの典型であろう。

複式簿記の不易性は高く評価されるべきものであるとしても、Paciolo時代の簿記、記帳技術がそのまま継承されているわけではない。「記帳量の増大と記帳能力の有限性、即ち記帳労力の節約という相対立した矛盾の解決」(木村 1934, 59)のため記帳の合理化が進められ、記帳技術は大きく変わってきた。

今日の実務では、手書きの帳簿に代わってコンピュータ会計システムが広く利用されるようになったが、簿記教育は万国共通、手書き簿記が前提であり、今後もそうでなくてはならない。ただし、手書き簿記を学ぶことと、手書き簿記にのみ意味のあった慣習に固執することは異なる²²。たとえば、元帳に相手勘定科目を記入する、複数ある場合には諸口と記入するという慣習も、市販の会計ソフトのように自動的に相手勘定等が記入されるプログラムであればまったく手間はかからない。しかし摘要欄に「諸口」では意味がなく、かといって相手勘定を示すためには、複合仕訳を単純仕訳に分解して入力するの必要があり、取引の全貌もわからなくなる。

また、コンピュータ会計時代であっても、手書き簿記を前提とする複合仕訳帳制は、補助簿も含めた帳簿間の関係を理解するために不可欠な内容である。しかし、会計ソフトではリアルタイム処理すなわち個別転記も選択可能であるにもかかわらず、バッチ処理すなわち合計転記だけの説明でいいのか、そろそろ再検討すべきなのかもしれない。

参 考 文 献

- Bryant, H. B., H. D. Stratton, and S. S. Packard. 1871. *Bryant and Stratton's Common School Book-keeping*, New York: Ivison, Blakeman, Taylor, & Co. (福澤諭吉訳『帳合之法』).
- Folsom, E. G. 1873. *The Logic of Accounts*, New York: A. S. Barnes and Company.
- Hatfield, H. R. 1909. *Modern Accounting*, New York: D. Appleton and Company (松尾憲橋訳 1971『近代会计学』雄松堂).
- Hatfield, H. R. 1940. Accounting Trivia, *The Accounting Review* 15 (3).
- Horngren, C. T., G. L. Sundem, J. A. Elliott, and D. R. Philbrick. 2006. *Introduction to financial accounting*, 9th ed., New Jersey: Pearson Prentice Hall.
- Horngren, C. T., and W. T. Harrison, Jr. 2007. *Accounting*, 7th ed., New Jersey: Pearson Prentice Hall.
- Inglis, W. 1881. *Book-keeping by Single and Double Entry*, London, W. & R. Chambers (加藤斌訳『商家必用』).
- Kieso, D. E., J. J. Weygandt, and T. D. Warfield. 2004. *Intermediate accounting*, 11th ed., New York: John Wiley & Sons.
- Lisle, G. ed. 1903. *Encyclopædia of Accounting*, Vol. 3, Edinburgh: William Green & Sons.
- Marsh, C. C. 1860. *The Science of Double-entry Book-keeping*, New York: D. Appleton and Company (小林儀秀譯『馬耳蘇氏複式記簿法』).
- Marsh, C. C. 1861. *A Course of Practice in Single-entry Book-keeping*, New York: D. Appleton and Company (小林儀秀譯『馬耳蘇氏記簿法』).

²² もちろん手書き簿記における不正・誤謬を防止、検証する記帳技術は、コンピュータ会計時代にも継承されるべき遺伝子である(安藤 2001, 42)。

- Spiceland, J.D., J. F. Sepe, L. A. Tomassini. 2007. *Intermediate accounting*, 4th ed. New York: McGraw-Hill/Irwin.
- Tacconi, R. 2002. *La Contabilità per i non ragionieri*, Milano: De Vecchi.
- 安藤英義. 1985. 『商法会計制度論』国元書房.
- 安藤英義. 2001. 『簿記会計の研究』中央経済社.
- 新井益太郎・稲垣富士男. 2007a 『新簿記』実教出版.
- 新井益太郎・稲垣富士男. 2007b 『新簿記 指導資料』実教出版.
- 新井益太郎・稲垣富士男. 2007c 『新簿記 GUIDANCE』実教出版.
- 木村和三郎. 1934. 「帳簿組織の歴史的発展」『會計』35(1).
- 久野光朗. 1985. 『アメリカ簿記史—アメリカ会計史序説—』同文館.
- 黒澤清. 1955. 『商業簿記〔昭和31年度用展示会見本〕』山川出版社.
- 黒澤清. 1990. 『日本会計制度発展史』財経詳報社.
- 小島男佐夫. 1965. 『複式簿記発生史の研究〔改訂版〕』森山書店.
- 小島男佐夫. 1971. 『英国簿記発達史』森山書店.
- 小島男佐夫. 1987. 『会計史入門』森山書店.
- 佐野善作. 1904. 『訂正増補 商業簿記教科書〔第17版〕』同文館.
- 下野直太郎. 1927. 『簿記教科書』三省堂.
- 中村忠. 2002. 『簿記の考え方・学び方〔改訂版〕』税務経理協会.
- 新田忠誓(他). 2008. 『会計学・簿記学入門〔第9版〕』白桃書房.
- 沼田嘉穂. 1992. 『簿記教科書〔五訂新版〕』同文館.
- 原俊雄. 1993. 「簿記における大陸式・英米式の論理」『産業経理』53(2).
- 東夷五郎. 1912. 『新案詳解 商業簿記〔第12版〕』大倉書店.
- 久野秀男. 1979. 『英米(加) 古典簿記書の発展史的研究』学習院学術研究叢書.
- 久野秀男. 1992. 『会計制度史比較研究』学習院大学研究叢書.
- 松本喜一・高橋福三. 1929a. 『高等小學補習學校簿記指導書〔単式編〕』東洋圖書.
- 松本喜一・高橋福三. 1929b. 『高等小學補習學校簿記指導書〔複式編〕』東洋圖書.
- 森下岩楠・森島修太郎『簿記學階梯 上・下』1878年.
- 文部科学省. 2006. 『高等学校指導要領解説 商業編』実教出版.
- 安平昭二. 1992. 『簿記 その教育と学習』中央経済社.
- 横山和夫. 2007. 『詳解 企業簿記会計』中央経済社.
- 吉田良三. 1914. 『最新式 近世簿記精義』同文館.
- 吉田良三. 1922. 『最新式 近世商業簿記〔改訂版〕』同文館.
- 渡邊泉. 1993. 『決算会計史論』森山書店.

(本稿は平成20年度科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号20530403の助成を受けたものである.)

〔はら としお 横浜国立大学経営学部准教授〕

〔2008年5月30日受理〕